

児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

第1章 総則

第1条【重要度A】

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され**、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の**保護者**は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第1節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の**保護者を支援**しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童が**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3【重要度B】

- ① **市町村**(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、**障害児通所給付費の支給**、第24条第1項の規定による**保育の実施**その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準【抜粋】

昭和23年12月29日厚生省令第63号

第1章 総則

第1条(趣旨)【重要度B】

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第2項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一～四 (省略)
- ② 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第2条(最低基準の目的)【重要度B】

法第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

第3条(最低基準の向上)【重要度B】

- ① 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- ② 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条(最低基準と児童福祉施設)【重要度A】

- ① 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- ② 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

- ② 家庭支援専門相談員は、**社会福祉士**若しくは**精神保健福祉士**の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に**5年以上**従事した者又は**法第13条第3項各号のいずれかに該当する者**でなければならない。
- ③ 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者**10人以上**に心理療法を行う場合には、**心理療法担当職員**を置かなければならない。
- ④ 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- ⑤ **看護師**の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね**1.6人につき1人以上**、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね**2人につき1人以上**、満3歳以上の幼児おおむね**4人につき1人以上**（これらの合計数が7人未満であるときは、**7人以上**）とする。
- ⑥ 看護師は、**保育士**（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第2項において同じ。）又は**児童指導員**（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。
- ⑦ 前項に規定する保育士のほか、**乳幼児20人以下**を入所させる施設には、**保育士を1人以上**置かなければならない。

第22条【重要度A】

- ① 乳幼児**10人未満**を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、**家庭支援専門相談員**及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。
- ② 看護師の数は、**7人以上**とする。ただし、その**1人**を除き、**保育士**又は**児童指導員**をもってこれに代えることができる。

第22条の2（乳児院の長の資格等）【重要度B】

- ① 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための**研修**を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- 一 **医師**であって、**小児保健**に関して学識経験を有する者
 - 二 **社会福祉士**の資格を有する者
 - 三 乳児院の職員として**3年以上**勤務した者
 - 四 都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。第27条の2第1項第4号、第28条第1号、第38条第2項第1号、第43条第1号、第82条第3号、94条及び96条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が**3年以上**であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：職員の基準 一覧表（保育所を除く）】

《社会的養護の施設》

(注) 乳児院は、「乳幼児十人未満を入所させる乳児院」を除く。

	乳児院	乳児院 を 入 所 さ せ る	乳 児 十 人 未 満	施 設 母 子 生 活 支 援	児 童 養 護 施 設	施 設 児 童 心 理 治 療	施 設 児 童 自 立 支 援
児童指導員					◎	◎	
保育士	△				◎	◎	
個別対応職員	◎			△	◎	◎	◎
家庭支援専門相談員	◎	◎			◎	◎	◎
心理療法担当職員	△			△	△	◎	△
母子支援員				◎			
少年を指導する職員				◎			
職業指導員					△		△
児童自立支援専門員							◎
児童生活支援員							◎
栄養士	◎				○	◎	○
調理員	○				○	○	○
調理員またはこれに 代わるべき者		◎		◎			
医師						◎*	
嘱託医		◎		◎	◎		◎
看護師	◎	◎			△	◎	
医師または嘱託医	◎*						◎*

◎ 配置義務あり。

○ 原則として配置義務あり（一定の要件に該当する場合、置かなくてもよい）。

△ 一定の要件に該当する場合、配置義務あり。

* 特定の診療科の診療に相当の経験を有することが必要。